

## 浜松市田舎暮らし相談員等設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、中山間地域への移住を促進するため、移住を希望する者に対する相談対応及びニーズ把握等を行う浜松市田舎暮らし相談員（以下「相談員」という。）及び浜松市田舎暮らし推進団体（以下「推進団体」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

### (委嘱及び登録)

第2条 市長は次に掲げる要件を備えた者のうちから相談員を委嘱する。

- (1) 市内に在住する20歳以上の者
- (2) 市長が、相談員の職に必要な適確性があると認める者

2 市長は次に掲げる要件を備えた団体を推進団体として登録する。

- (1) 中山間地域への移住推進に取り組んでいる団体
- (2) 中山間地域の住民が主たる構成員である団体
- (3) 市長が、推進団体として必要な適確性があると認める団体

### (職務)

第3条 相談員及び推進団体は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 移住を希望する者の相談に対して情報の提供及び助言をすること。
- (2) 移住を希望する者のニーズを把握すること。
- (3) 前各号のほか、中山間地域への移住を促進するため市長が必要と認めること。

### (報告)

第4条 相談員及び推進団体は、移住を希望する者の相談に対応した場合は、その状況を浜松市田舎暮らし相談対応報告書（第1号様式）により市長に速やかに報告するものとする。

### (任期)

第5条 相談員の任期は、市長が委嘱した日から翌年3月末日までとする。ただし、相談員は、再任することができる。

### (委嘱等の取り消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、相談員の委嘱又は推進団体の登録を取り消すことができる。

- (1) 相談員又は推進団体が第2条各号に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 相談員が辞任又は推進団体が登録抹消を書面により申し出たとき。
- (3) 相談員又は推進団体として著しく不適格な行為があったとき。
- (4) 相談員が心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (5) 前各号に定める場合のほか、市長が取り消しの必要があると認めたとき。

### (謝礼)

第7条 謝礼は、次に定める金額を、四半期ごとにまとめて支払うものとする。

- (1) 市が指定した相談業務に対し、1日につき3,000円とする。

(2)その他、市が必要に応じて開催する会議への参加に対し、1日につき3,000円とする。  
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

浜松市田舎暮らし相談対応報告書

年 月 日

（あて先）  
浜松市長

【報告者】所属  
氏名

項目	内 容	
日 時	年 月 日	午前・午後 時 分 ~ 時 分
場 所		
相談者	住 所	
	名 前	
	年 齢	歳代
移住世帯 の状況	人 数	人
	構 成	
相談概要		
対応者の意見		
その他		